

諮問日：令和3年7月9日（令和3年度（最情）諮問第19号）

答申日：令和3年11月22日（令和3年度（最情）答申第35号）

件名：奈良地方裁判所長がどのような行為を行って対応案を決裁したのかが分かる文書の不開示判断（不存在）に関する件

答 申 書

第1 委員会の結論

別紙記載の文書（以下「本件開示申出文書」という。）の開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が、本件開示申出文書は作成し、又は取得していないとして不開示とした判断（以下「原判断」という。）は、妥当である。

第2 事案の概要

本件は、苦情申出人からの裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第2に定める開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が令和3年6月11日付けで原判断を行ったところ、取扱要綱記第11の1に定める苦情が申し出られ、取扱要綱記第11の4に定める諮問がされたものである。

第3 苦情申出人の主張の要旨

情報公開・個人情報保護審査委員会に理由説明書を提出するに当たり、最高裁判所は事実関係を確認しているはずであり、「奈良地方裁判所長がどのような行為を行って対応案を決裁したのか」が分かる司法行政文書を、奈良地方裁判所から取得していれば開示できるものである。司法行政文書を本当に取得していないかどうか不明であるから苦情を申し出る。

第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

最高裁判所において、本件開示申出に係る文書を探索したが、当該文書は存在しなかった。

この点、苦情申出人は、最高裁判所は理由説明書を提出するに当たり事実関係を確認しているはずである旨主張する。しかし、最高裁判所は、特定月日付

け理由説明書を作成するに当たって、当該苦情申出についての原判断庁（奈良地方裁判所，以下「別件原判断庁」という。）から，司法行政文書の不存在の理由を説明する事実として，「奈良地方裁判所幹部職員の法令違反行為の通報書」に対する対応方針について「決裁権者である所長の決裁を経ていること」及び「決裁の過程で決裁票は用いられていない」ことをそれぞれ確認したが，決裁票を用いる方法以外のいかなる行為によって決裁を行ったのかについては確認しておらず，前記理由説明書においても，決裁の方法がどのようなものであったかを特定しているものではない。したがって，最高裁判所は，別件原判断庁がどのような行為によって対応案を決裁したのかを把握しておらず，本件開示申出に係る文書を作成又は取得していない。

なお，具体的な処理に係る事案について，具体的にいかなる方法によって意思決定を行うかどうかは，意思決定の権限を有する者（決裁権者）が，個別に判断すれば足りるものであり，意思決定の具体的な方法を定めた文書は存在しないから，決裁の過程において決裁票などの文書が作成されないこともあり得るところであり，最高裁判所が別件原判断庁から確認した事実に意思決定の具体的な方法が含まれていないことは何ら不自然なものではない。

第5 調査審議の経過

当委員会は，本件諮問について，以下のとおり調査審議を行った。

- | | | |
|---|----------|---------------------|
| ① | 令和3年7月9日 | 諮問の受理 |
| ② | 同日 | 最高裁判所事務総長から理由説明書を收受 |
| ③ | 同年10月22日 | 審議 |
| ④ | 同年11月16日 | 審議 |

第6 委員会の判断の理由

- 1 当委員会庶務を通じて確認した結果によれば，本件開示申出書に記載されている最高裁判所事務総長作成の特定年月日付け情報公開・個人情報保護審査委員会宛理由説明書には，別件原判断庁が決裁票を用いる方法以外のいかなる行

為によって決裁を行ったのかについての記載はない。したがって、別件原判断
庁がどのような行為によって対応案を決裁したのか把握していないとする最高
裁判所事務総長の上記説明の内容が不合理とはいえない。そのほか、最高裁判
所において、本件開示申出文書に該当する文書を保有していることをうかがわ
せる事情は認められない。

よって、最高裁判所において、本件開示申出文書に該当する文書を保有して
いないと認められる。

- 2 以上のとおり、原判断については、最高裁判所において本件開示申出文書に
該当する文書を保有していないと認められるから、妥当であると判断した。

情報公開・個人情報保護審査委員会

委 員 長 高 橋 滋

委 員 門 口 正 人

委 員 長 戸 雅 子

別紙

最高裁判所は特定年月日付け情報公開・個人情報保護審査委員会宛理由説明書において、原判断庁においては、「奈良地方裁判所幹部職員の法令違反行為の通報書」に対する対応方針について、別途、所長を含む関係職員間で協議し、庁としての検討を行った上で、その結果を踏まえ、対応案を作成したものであり、決裁権者である所長の決裁を経て作成したものであり、その過程で決裁票は用いられていないと説明している。最高裁秘書第003545号事務総長通達「司法行政文書の管理について」において、決裁とは、司法行政上の意思決定の権限を有する者が押印、署名又はこれらに類する行為を行うことにより、その内容を決定し、又は確認する行為をいうと定めている。事務総長通達に則り、奈良地方裁判所長がどのような行為を行って対応案を決裁したのか。このことが分かる文書